

安房郡市広域市町村圏事務組合（水道部） 会計年度任用職員募集案内

安房郡市広域市町村圏事務組合水道部（令和8年4月1日から業務開始を予定）では、会計年度任用職員として勤務していただける方の登録を受け付けています。

会計年度任用職員とは、業務繁忙期や職員に欠員が生じたときなどに、職員の補助として、1会計年度を任期として任用される非常勤の公務員です。

あらかじめ、希望する職種や勤務時間等を登録いただき、必要に応じて条件に合う方を登録者の中から選考、面接試験等を行い、会計年度任用職員として任用するものです。

1 募集職種・業務内容

別紙「募集職種一覧」のとおり

2 選考方法

- （1）登録申込書による書類選考
- （2）個人面接（※必要に応じて実施）

3 登録要件

次のいずれかに該当する方は、登録できません。

- （1）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （2）安房郡市広域市町村圏事務組合において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- （3）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- （4）平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者
(心神耗弱を原因とするもの以外)

4 登録から採用までの流れ

- （1）提出書類：登録申込書
- （2）受付期間：随時受付
- （3）有効期間：受付日から1年間

5 備考

- ・採用手続きの都合上、任期の開始まで間がない場合などは採用日が一覧記載の日より後の日付となる場合があります。
- ・一覧掲載後の応募状況などにより、募集を締め切っている場合があります。
- ・今後、条例などの改正（給与改定など）により、報酬額が変更される場合があります。

6 勤務条件の概要

項目	内容
任用期間	1会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）の範囲内 ※任用から1月は条件付採用期間となります。 ※勤務成績等により再度任用される場合もあります。
勤務場所	安房郡市広域市町村圏事務組合水道部の本部（館山市）又は安房地域（館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町）の給水区域内に所在する浄水場
勤務時間	週38時間45分を超えない範囲で、各職の業務内容等に応じた時間
休日	本部勤務：週休日（原則として土・日曜日）、祝日、年末年始 浄水場勤務：シフト制による ※職種や勤務場所等によって異なる場合があります。
休暇	年次有給休暇、特別休暇（有給・無給）等 ※任用期間、勤務場所等により取得要件が異なる場合があります。
報酬	各職に定める報酬（経験に応じて報酬額が増額となる場合あり）
手当	報酬のほか、通勤手当に相当する報酬等が支給されます。 また、任期が6か月以上で1週あたりの勤務時間が15時間30分以上の職員には、勤務実績に応じて期末勤勉手当が支給されます。
各種保険等	次の要件を満たす場合は、各種保険に加入します。 <共済組合・厚生年金保険> <ul style="list-style-type: none">1週間当たりの所定労働時間が20時間以上であること報酬の月額が8.8万円以上であること任用期間が2か月以上であること学生でないこと <雇用保険> <ul style="list-style-type: none">1週間当たりの所定労働時間が20時間以上であること31日以上継続して任用される見込みであること学生でないこと
服務規律	守秘義務、職務専念義務などが適用されます。

7 問い合わせ・申込書提出先

〒294-0036

千葉県館山市館山1564-1

安房郡市広域市町村圏事務組合（水道事業統合推進室）

電話：0470-22-5633